地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （令和三年度から令和六年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例） **第四条**　令和三年度から令和六年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中 「 4　地方特例交付金 1　地方特例交付金 」 とあるのは 「 4　地方特例交付金 1　地方特例交付金 2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 」 と、同表市町村の欄中 「 9　地方特例交付金 1　地方特例交付金 」 とあるのは 「 9　地方特例交付金 1　地方特例交付金 2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 」 とする。	**附　則** （令和元年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例） **第四条**　令和元年度に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中 「 4　地方特例交付金 1　地方特例交付金 」 とあるのは 「 4　地方特例交付金 1　地方特例交付金 2　子ども・子育て支援臨時交付金 」 と、同表市町村の欄中 「 8　地方特例交付金 1　地方特例交付金 」 とあるのは 「 8　地方特例交付金 1　地方特例交付金 2　子ども・子育て支援臨時交付金 」 とする。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○総務省・経済産業省令第二号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第二十三号）の施行に伴い、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第五条第二項（同法第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

総務大臣　武田　良太

経済産業大臣　梶山　弘志